

受付番号:201210130000029667

受信日付:2012/10/13 13:08:41

案件番号:145208059

案件名:

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

宛先府省名:総務省

郵便番号:

住所:

氏名:

連絡先電話番号:

利用者メールアドレス:

提出意見:

電波の利用は国民の共通財として公平に国民への利益を優先させる必要が第一であります。

>そのためには一定規模以上の事業者は、同じ土俵で同じルールに則って市場原理に従いサービス競争を行う必要が有ります。それにより公平で健全な市場が形成され国民へのサービスの還元につながります。

>まずは国民の利益が第一で、一企業の歪な利益を支えるべきではありません。

>

>そのためにソフトバンクモバイルを第二種指定電気通信設備に規定すべきです。